

# 学校生活における生徒のマスクの着用について

「文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課発 事務連絡」を受けて  
(令和4年6月16日付)

令和4年6月10日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡により「夏季における児童生徒のマスクの着用について」が示されました。

夏季に向けて気温や湿度、暑さ指数が高くなることにより熱中症の発生が憂慮されるため、下記におけるマスクの着用の考え方を示したものであり、そのポイントは以下のとおりです。

- 基本的感染対策は、引き続き、地域の実情に応じて、「三つの密」の回避、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」等を徹底していく。
- 熱中症が命に係わる重大な問題であり、その危険性を適切に生徒へ指導するとともに、保護者等に対しても理解・協力を求める。
- 学校生活においてマスクの着用が不要な場面の例として、「体育の授業」、「運動部活動の活動中」、「登下校時」がある。これらの場面においては、特に熱中症のリスクが高いことが想定されることから、熱中症対策を優先し、生徒に対してマスクを外すよう指導する。
- マスクを外しての活動中は、「できるだけ距離を空ける」、「近距離での会話を控える」といった指導、屋内の体育館等の場合には「常時換気」を徹底することが求められる。
- 運動部活動においては、各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえた取組を行い必要な対応をとる。
- 様々な理由からマスクの着用を希望する生徒に対しても適切な配慮が必要となりますが、熱中症対策を適切に講じることが不可欠である。

以上のポイントを踏まえ、本校の対応を以下のようにまとめたので、教職員の皆様におかれては、教育活動等の場面で、適宜生徒への指導を実施し、学校生活における熱中症発生防止に努めてくださるようお願いいたします。

## 学校生活における基本的な考え方 ～東奥学園高等学校～

- 感染対策の基本原則の継続
  - ・「三密」（密閉・密集・密接）の回避
  - ・人と人との距離の確保（ソーシャルディスタンス）
  - ・マスクの着用
  - ・手洗い、消毒による手指衛生
  - ・換気

- マスクを外すことを推奨する場面(マスクの着用禁止ではない)
  - ・ 屋外に限らず、体育の授業や運動部活動  
※ただし、直接の活動に当たっていない生徒についてはマスクの着用を促す。
    - (例) 体育の授業時、他生徒の活動(ゲーム等)を観戦している場面  
運動部活動において、練習後のミーティング等の場面 等
  - ・ 気温、湿度、暑さ指数が高くなる予報時の、単独での登下校の場面
  
- マスクの着用を徹底する場面
  - ・ スクールバス利用による登下校時
  - ・ 公共交通機関利用による登下校時
  - ・ 生徒が複数一緒での登下校時
  - ・ 教室及び特別教室(実習室等)での授業時
  - ・ 昼の飲食時を除く休憩、昼休み、放課後の場面
  - ・ 寮における集団生活の場面
  
- 学校行事等におけるマスクの着用の対応
  - ・ 集会時におけるマスクの着用の徹底(体育館の十分な換気の徹底)
  - ・ 「体育祭」においては、体育の授業と同等の対応とする。
  - ・ 「学園祭」においては、原則マスクの着用の徹底
  - ・ その他、熱中症発生のリスクが低くなる時期においては、各行事の内容に応じてマスクの着脱についてはその都度判断するが、原則、体育的活動を除いてはマスクの着用を徹底する。